

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出係数の取扱いについて

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数」（平成22年厚生労働省告示第98号）第4号イにおいて、調整係数及び機能評価係数を定めるために必要なデータの提出を遅滞させた病院について、データ提出係数が0.0039の場合にあっては0.0020、0.0037の場合にあっては0.0018とすることとしているところである。

今般、以下の病院において、平成23年9月22日に提出すべき、平成23年8月分のD P Cデータの提出が遅滞したことから、平成23年11月のデータ提出係数を下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
特定医療法人康和会 札幌しらかば台病院 （北海道札幌市豊平区月寒東2条18丁目7-26）	0.0020	平成23年11月1日から 平成23年11月30日まで
医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院 （山形県東田川郡庄内町松陽1丁目1-1）	0.0020	
医療法人社団協友会 東大宮総合病院 （埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-18）	0.0020	
独立行政法人労働者健康福祉機構 和歌山労災病院 （和歌山県和歌山市木ノ本93番1）	0.0020	
済生会和歌山病院 （和歌山県和歌山市十二番丁45番地）	0.0020	
翠清会梶川病院 （広島県広島市中区昭和町8-20）	0.0020	

病 院 名	データ提出係数	適 用 期 間
マツダ株式会社 マツダ病院 (広島県安芸郡府中町青崎南 2-15)	0.0020	平成23年11月 1 日から 平成23年11月30日まで
大分赤十字病院 (大分県大分市千代町 3 丁目 2-37)	0.0020	